令和８年度国民保護避難救援共同実動・図上訓練（国重点訓練）に係る会場設営等業務委託仕様書

本仕様書は、沖縄県における国民保護避難救援共同実動・図上訓練（国重点訓練）に係る会場設営、資機材の調達、運営支援等の業務について、その仕様を定めるものである。

１　目的

本業務は、令和８年度国民保護避難救援共同実動・図上訓練（国重点訓練）を円滑かつ安全に実施するため、沖縄県庁における資機材等の調達・設営・撤去及び県国民保護対策本部運営訓練の支援並びに指定会場におけるエキストラの動員、現場責任者及び交通誘導員の配置等を行うことを目的とする。

２　訓練実施日

⑴　日時

ア　令和８年12月22日（金）13時00分から16時00分まで（プレ訓練）

イ　令和９年１月22日（金）10時00分から12時00分まで（本訓練①）

ウ　令和９年１月23日（土）13時00分から15時30分まで（本訓練②）

⑵　訓練会場

会場NO	施設名	所在地
①	沖縄県庁	那覇市泉崎 1-2-2
②	沖縄県立八重山病院	石垣市字真栄里 584-1
③	宮古島市立久松中学校	宮古島市平良字久貝 809 番地 1
④	宮古島市伊良部屋外運動施設 多目的屋内運動場	宮古島市伊良部字長浜 1822-1
⑤	竹富東港	竹富町竹富 2350-7
⑥	ユーグレナ石垣港離島ターミナル	石垣市美崎町 1 番地
⑦	与那国空港	与那国町字与那国 4350
⑧	構造改善センター	与那国町字与那国 420 番地
⑨	東公民館	与那国町字与那国 349

※ 会場①以外では、本委託による資機材の調達・設営・撤去は行わない。

※ プレ訓練（令和８年 12 月 22 日（金）13 時 00 分から 16 時 00 分まで）は、会場①のみで行う。

3　業務内容

⑴　会場①（沖縄県庁）における資機材等の調達・設営・撤去

受託者は、会場①（沖縄県庁）において、次表に示す資機材等の調達、搬入、設置、動作確認及び撤去（業務に伴う廃棄物の回収及び原状回復を含む。）を行うこと。

資機材等の内訳・数量は次表を基本とし、具体的な仕様、配置及び作業日程は発注者と協議の上、決定すること。配置レイアウトは別紙を基本とする。

なお、会場②から⑨までについては、本項に基づく資機材の調達・設営・撤去の対象外とする。

会場①　沖縄県庁　資機材の搬入、訓練後の撤去、運営支援

NO	車両・資機材	数量		備考
1	複合機	2	台	
2	ノートPC（インターネット接続）16インチ程度	40	台	医療調整本部以外のリエゾン用
3	PCモニター 20インチ程度	20	台	リエゾン、調整テーブル用
4	Wi-Fiルーター	1	台	データ無制限 電波環境が悪いため、アンテナ含む
5	ホワイトボード	14	台	
6	長机	15	台	
7	マイク、スピーカ―セット	1	式	

※１　資機材等の搬入、設置及び撤去の日程は、発注者と協議の上、決定すること。

※２　資機材等の設置後は、発注者とともに動作確認を行い、訓練の実施に支障がないことを確認すること。

※３　資機材等の借上げに要する費用は受託者の負担とし、借上げ先への支払及び調整は、受託者の責任において行うこと。なお、経済性の観点から、原則として、相見積りを取り最低価格を提示した者を選定すること。

※４　資機材等の搬入、設置及び撤去に当たっては、発注者の指示に従い、施設及び利用者の安全確保に十分配慮すること。

⑵　沖縄県国民保護対策本部運営訓練の支援

受託者は、沖縄県国民保護対策本部運営訓練の円滑な実施を図るため、次の業務を行うこと。

ア　電話機（IP電話機を含む。）の設置、配線、撤去及び回線試験

イ　通信機器、PC及び周辺機器の接続・設定並びに操作支援

ウ　Webex等を用いた映像・音声の接続確認、操作及び映像管理

エ　マイク、スピーカー等の音響機器の操作及び管理
オ　電話名簿の作成、更新及び管理
カ　訓練期間中における機器の不具合等への対応及び関係事業者との連絡調整
キ　その他、上記に付随する技術的支援

⑶　事業実施体制の構築

ア　業務全体を統括し、発注者との連絡調整及び進行管理を担う業務責任者を１名配置すること。
イ　業務責任者は、各会場に配置した現場責任者、連絡先、役割分担及び指揮命令系統を整理した実施体制表を作成し、事前に発注者へ提出すること。
ウ　会場の動線、資機材の配置、電源・通信環境及び当日の作業手順について、必要な事前現地確認を行うこと。
エ　訓練当日は、機器故障、欠員、事故その他不測の事態に速やかに対応できる連絡体制及び代替手段を確保すること。
オ　発注者との打合せに出席し、決定事項、未調整事項及び対応期限を整理・共有すること。

⑷　エキストラの動員

ア　人数及び募集条件

受託者は、ユーグレナ石垣港離島ターミナルにエキストラ30名を確保・配置すること。募集は原則として石垣市又は竹富町の住民を対象とし、法令上就労可能な年齢以上で、日本語による訓練上の指示を理解できる者とする。

会場NO	施設名	人数	備考
⑥	ユーグレナ石垣港離島ターミナル	30 名	

イ　集合・移動

エキストラは、竹富町役場前駐車場に集合し、現場責任者の指示に従い、徒歩でユーグレナ石垣港離島ターミナルへ移動することを基本とする。集合場所、集合時刻及び移動方法は発注者と協議の上、事前に参加者へ周知すること。

ウ　従事内容

エキストラは、３⑸の現場責任者の指示に従い、住民避難誘導訓練に参加すること。受託者は、事前に訓練内容、集合・解散方法及び安全上の注意事項を説明すること。

エ　保険の加入

受託者は、エキストラを対象とする傷害保険に加入し、補償内容及び加入を確認できる書類を訓練前に発注者へ提出すること。個人情報は適切に管理すること。

⑸　現場責任者の配置

ア　各会場に現場責任者を１名以上配置し、訓練の概要、参加者の動き及び緊急時の対応手順を事前に把握させること。
イ　現場責任者は、集合確認、参加者への説明、指示、人数把握及び安全管理を行うこと。
ウ　事故、体調不良又は欠員が生じた場合は、安全確保を優先し、直ちに発注者へ連絡すること。

⑹　交通誘導員の配置

ア　人数・設置場所

受託者は、下表の各会場に交通誘導員を各２名配置すること。交通誘導員は識別可能な服装・名札を着用し、必要な装備を備えること。公道上での誘導等に必要な許認可・資格・関係機関との調整の要否は、事前に確認すること。

交通誘導員の服装及び装備品は、原則として受託者の定めるものとし、全て受託者の負担とすること。

会場NO	施設名	所在地
②	沖縄県立八重山病院	石垣市字真栄里 584-1
③	宮古島市立久松中学校	宮古島市平良字久貝 809 番地 1
④	宮古島市伊良部屋外運動施設 多目的屋内運動場	宮古島市伊良部字長浜 1822-1
⑤	竹富東港	竹富町竹富 2350-7
⑥	ユーグレナ石垣港離島ターミナル	石垣市美崎町 1 番地
⑦	与那国空港	与那国町字与那国 4350
⑧	構造改善センター	与那国町字与那国 420 番地
⑨	東公民館	与那国町字与那国 349

※ 交通誘導員は、訓練関係車両及び一般利用者の安全に配慮し、施設管理者及び発注者の指示に従って誘導すること。

⑺　動員者（エキストラ、現場責任者、交通誘導員）の従事期間

令和９年１月23日（土）11時から17時までを基本とする。

ただし、事前説明、集合・移動、準備及び片付けに要する時間については、発注者と協議すること。

４　委託期間

契約締結の日から令和９年２月22日（月）まで

５　業務完了報告書

受託者は、業務の実施に伴い調達・取得した財産（資機材）の一覧と写真、訓練に動員した人員（エキストラ、現場責任者、交通誘導員）の名簿、会場設営状況を撮影した記録写真一式をとりまとめ、報告書として発注者に提出すること。

なお、報告書は令和９年２月12日（金）までに発注者に提出することとする。

6　安全管理

⑴　受託者は、業務の実施に当たり、「労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）」など安全に関する諸法規（条例を含む。）を遵守し、労働災害の絶無に努めなければならない。

⑵　業務実施上発生した災害については、全て受託者が自己の責任と負担で処理するものとする。

7　受託者の守秘事項等

⑴　受託者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

⑵　受託者は、本業務の履行に当たって知り得た情報等を漏らしてはならない。

⑶　受託者は、本業務に従事する者及びそれらの使用人に対して、⑴及び⑵の規定を遵守させなければならない。

⑷　発注者は、受託者が⑴から⑶までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

⑸　⑴から⑷までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8　目的外使用等の使用

受託者は、本業務に必要な情報について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

9　特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10　事故等の発生時の対応義務

⑴　受託者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

⑵　受託者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発 防止策等について発注者と協議する。

11　損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12　個人情報の保護

受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13　仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

14　支払条件

当県が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

15　再委託の禁止

⑴　一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア　契約金額の50％を超える業務

イ　企画判断、管理運営、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ウ　その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

⑵　再委託の相手方の制限

本契約の入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

⑶　再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

「契約の主たる部分」以外の業務であって県が認める業務

⑷　再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

ア　資料の収集・整理

イ　複写・印刷・製本

ウ　原稿・データの入力及び集計

16　疑義

本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施に当たり疑義が生じた場合については、発注者と受託者の協議により決定するものとする。